

# 神奈川県憲法会議 5・3県民のつどい

## プログラム

日 時 2024年5月3日(金)  
午後1時00分 開場 午後1時30分 開演  
場 所 神奈川県立青少年センター 紅葉坂ホール  
司 会 前田ちひろ(弁護士、川崎合同法律事務所)

午後1時30分

主催者挨拶 永山茂樹(東海大学教授、神奈川県憲法会議代表委員)  
講 演 志田陽子さん(武蔵野美術大学教授)  
「平和の危機と『表現の自由』～人権保障こそが安全保障」

休 憩(質問用紙受付)

午後3時15分

講 演 海渡双葉さん(弁護士、横浜合同法律事務所)  
「セキュリティ・クリアランス 広がる秘密保護の網」

参加団体挨拶 はたの君枝さん(日本共産党)

質問への回答 志田陽子さん

アピール

午後4時20分

閉会の挨拶 森卓爾(弁護士、神奈川県憲法会議代表委員)

終了後デモ行進を予定、会場敷地外の道路に整列ください。

コース：青少年センター～戸部郵便局前～野毛坂～ちえるる野毛  
～桜木町駅みなとみらい側広場(流れ解散) 20分程度

新聞社説の資料配布は、本年より見合わせております。

会場内での撮影や配布物のコピー等につきましては、

著作権および肖像権等に配慮いただきたく、お願い申し上げます。

憲法改悪阻止神奈川県連絡会議  
(略称・神奈川県憲法会議)

# 平和の危機と「表現の自由」～人権保障こそ安全保障

志田陽子（武蔵野美術大学）

今、憲法改正ありきで憲法を論じ、憲法改正手続きなしで戦闘・攻撃への参加を肯定する動きが本格化しています。「憲法9条は死んだ」と述べる識者もいましたが、主権者の判断・決断を経ずにその診断を言うことはできません。憲法の一部を改正するかどうかを決定する資格は、主権者にあります。主権者・国民が、憲法について決断をする、そのために、受け身の勉強を超えて、判断のための熟議をする。この国は今、そういう《憲法政治》の段階に入っている、と言うべきだと思います。「軍備を増強して抑止力をもてば安全」なのでしょうか。その危険性の側面について、十分な知識が提供されてきたでしょうか。そうした観点から、憲法を知り、主体的に選び直す道を考えたいと思います。

## ●2022年「反撃能力」と「3文書」

2022年12月に、「国家安全保障戦略」「国家防衛戦略」「防衛力整備計画」いう3つの文書が閣議決定され公表された。これらは通称「安保3文書」ないし「防衛3文書」と呼ばれている。この内容が、日本を攻撃しようとする他国の軍事基地を攻撃するという「敵基地攻撃」を含むものであることから、日本の安全保障のあり方をさらに変えるものとなる。この「安保3文書」をめぐる憲法上の問題を考えるにあたっては、視点を次の4つに整理することができる。

### (1)安全保障問題そのものについて。

「安保3文書」と呼ばれている文書に表れた政策内容が、そこに暮らす人間の生命・安全を守る政策と言えるのか、従来の日本国憲法の枠内とされてきた路線と大きく異なる政策を採用しなくてはならない事情が本当に存在するのか、という問題。

### (2)このことと法との関係はどうなるか、という視点。

自国の憲法と国際法に違反することにならないか、憲法に反するとしたら憲法改正をするのかどうか、という問題。

【権利の思考】 人の平和や生存が、政策まかせではなく「権利」として保障されている（その確保を国の義務としている）ことが、日本国憲法の特徴。しかし現実にはその特質が生かされていない。

#### 平和的生存権

裁判では、2008年の名古屋高裁判決よりも後退。ウクライナ問題では参議院の声明の中に「平和のうちに生存する権利」が明記された。

#### 人格権

(A)生命・健康にかかわる人格権（環境権型）、

(B)精神面にかかわる人格権

「表現の自由」を制約する原理として(B)を認めることについては、裁判所は積極的。しかし公権力のあり方を問う場面では、(A)(B)ともに極度に消極的。札幌高裁判決も・

(3) 決定のあり方と国民の知る権利、参政権について。

採用された政策が、現行の憲法と相いれないものだとしたら、憲法改正の手続きが必要となる。これが行われず、閣議決定主導で政策実現が進んでいくことは、国民主権と民主主義に反する進め方になっていないか、という問題。

【権利の思考】 憲法改正決定権

憲法 53 条「臨時会不召集訴訟」における「権利」の主張も…

(4) 財政、ないし国民生活とのバランスの問題。

真に必要な政策・予算なのか、どのように調達するのか、国民の現実のくらしのための予算とバランスがとれているかなどを問う視点。2022 年 12 月の「安保 3 文書」では、今後の防衛費を GDP 比 2% に倍増する方針が示されたため、財政問題がクローズアップされることとなった。日本国憲法上の重要な原則として、「財政民主主義」があり、財政については国会で審議された上で決めるのではなくてはならず、その前提として、国民の合意がなくてはならない。そこが理解された上で政策決定が行われるのかどうか。

### ●「表現の自由」——鏡の中の「外国の戦争」

当事国の中で起きる言論統制や印象操作、解釈操作、プロパガンダ

非当事国(とくに日本)がどう報道をするか

軍事ポピュリズムの危険性

ポピュリズム型民主主義の功罪

戦時には、言論統制とプロパガンダが組み合わさって、市民が熟議抜きで一定の価値観・政策へと誘導される。平時であっても、熟議抜きの感情的支持を得ようとする動きが「ポピュリズム」。今はその「罪」の側面がクローズアップされやすいが、「功」の部分を生かす道もある、それは国民の意志にかかっている。⇒詳細は、参考資料「ロシア侵攻、『言論』は決して無力ではない」を参照してください。

### ●人権保障こそ安全保障

国家が究極の「存立危機事態」に陥ったとき、まず考えるべきは、国民・住民の生命の保護のために、国民・住民の退避の道を確保することです。発電所が攻撃を受ければ、東日本大震災時に福島で必要になった避難が、全国レベルで必要になります。このとき、日本の国民・住民(一部のセレブではなく一般市民)を受け入れてくれる他国があるでしょうか。この問題について日本は敢えて無関心であるように見えます。

私たちは、他者とかかわりあうとき、常に【友好・助け合いのモード】と【警戒・自己防衛のモード】の両方を使い分けています。そしてそのバランスについて、常に相手をみながら考えたり軌道修正をしたりしています。「戸締り」の喩えで説明できることには限度があり、今の状況はその限度を大きく超えています。軍事に莫大な予算をかける一方で、他国の戦争被害者を難民として受け入れることには無関心ということになれば、国としての品格は低いものとなり、憲法前文の「平和のうちに生存する権利」が見ているのとは逆方向になります。

これを国際社会がどう見ているか…。たとえば、今、イスラエルによるガザ攻撃について、国際社会がアメリカの姿勢を支持しなくなっていることを、考える必要があります。

有事の時、手を差しのべてもらえるか？ 外交と人権で合格レベルにならないと…

日本では外国人への人権保障がまったく行き届いていません。今の日本の難民認定手続き全般のハードルの高さ、技能実習生制度の問題、在日外国人への排撃的なヘイトスピーチ、そして入国管理センターで起きてきた数々の人権侵害、さらに改正された入管法の内容など、どれも、国際人権の専門家からは、深刻に問題視されています。

軍事的手段は、他のすべての努力に失敗したとき、致し方なくとる「最後の手段」。これを使わずに済む方策を幾通りにも練ること、対立を煽る言動をとらないよう思案することが一番の課題。

「地政学リスク」が流行語になっているが、その本当の意味と怖さを知る必要が…。

日本は、武力攻撃事態や存立危機事態が起きれば、まして自らが攻撃を行った結果の反撃を受ければ、消し飛んでしまう位置にあります。

だから緊張関係の絶えない位置で生き延びるには、世界中から「この国を失うことは世界にとって損失だ」と思ってもらえる国にならなくてはならない。それでもどうしても「事態」に陥ったときには、国民の海外への退避・移住を考えなくてはならない。そのとき、日本の【普通の一般国民】が他国から助けってもらえるか。

今の日本の人権状況では、いざというとき日本国民の大多数が見捨てられるのではないか（入管センターの中で死亡した何人もの外国の人々と同じように）。

国民・住民のための安全保障を考えるなら、外国人を含め、すべての人間に保障されるべき「人権」を保障することからはじめなくてはならない。

私たちは、いわゆる「空気」「同調圧力」によって憲法の成り行きを決めるのではなく、各人が自分の意思で考え、判断し、その結果を（たとえば憲法改正国民投票によって）国に伝えていく必要があります。市民が主体的に、学びの場を持つことが、これまで以上に求められています。

（了）